

# 特別支援学級担任の手びき



～Vol.2 各指導の形態について～

## I 各教科等を合わせた指導について

### ① 「各教科等を合わせた指導」とは

小・中学校の学習指導要領では、教育内容を各教科等で分類しており、実際の指導もその分類に基づいて進められています。

しかし、知的障害のある児童生徒の場合、その学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなどが挙げられます。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導がより効果的であると考えられます。

このような特性を踏まえ、知的障害のある児童生徒に対して効果的な指導を進めるため、各教科・領域等を分けずに、これらの一部又はは全部を合わせて指導を行う指導の形態があります。

「各教科等を合わせた指導」は、知的障害があることを前提とした指導の形態ですので、「各教科等」は知的障害特別支援学校の各教科等となります。

(※知的障害特別支援学校の各教科等は Vol.1 資料1 を参照)

#### <学校教育法施行規則 第130条>

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第120条から第128条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第3及び別表第5に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

児童生徒にとって、効果的である場合、こういった指導の形態を活用しましょう。「児童生徒の実態を踏まえること」が基本となります。

## ②具体的な指導内容について

「各教科等を合わせた指導」としては、これまで、特別支援学校（知的障害）において「日常生活の指導」「生活単元学習」「遊びの指導」「作業学習」等が実践されています。

### ① 「日常生活の指導」

日常生活の指導は、児童生徒が毎日の生活で繰り返す様々な活動を、日常の生活の流れにそって働きかけることで、日常の生活が充実し高まることを意図した指導の形態です。日常生活の指導は、身近生活の処理の技能を高めることだけでなく、児童生徒自身が一日の生活に見通しをもって、日常生活を自立的・発展的に行うための意欲や態度を育てるものです。主な内容は、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活における基本的な内容で、教科・領域の内容が広範囲に扱われます。

多くの場合、日課表の中で「朝の会」「わくわくタイム」など、具体的な活動名で帯状に設定されます。毎日、同じように繰り返される活動なので、児童生徒の実態に応じ、活動を積み重ね段階的な指導を行っていくことが必要です。また、日常生活に密接に関係した内容であるので、家庭と連携し、家庭と学校が一貫した取組を進めていくことも大切です。

#### 【指導に当たって考慮する点】

- 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況で行います。
- 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら発展的に取り扱うようにします。
- できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導を行います。
- 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画します。

※Aさんは言語での理解や表現に困難さがみられます。朝と帰りの会では荷物整理とあいさつができることを目標に、視覚的な手がかりとして絵カードや写真を使い、見通しをもちながら活動できることをめざしています。

例えば  
こんな活動！



## ② 「遊びの指導」

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて児童生徒の発達を促していくものです。

遊びとは本来、楽しいものです。児童生徒自身が「運動機能を高める」「社会性を身に付ける」といった目的を意識して活動しているわけではありません。児童生徒が生き生きと楽しく遊ぶ中で、自分から進んで遊具に働きかけたり、友だちに関わるなど様々な力を身に付けていくことが大切です。

遊びには、例えば、校庭を遊びの場として、児童生徒の興味によってブランコに乗ったり、砂場で砂遊びをしたりする自由な遊びと、一定の場を設定し、砂や水、積み木やボール等を使って一定の条件を設定し、課題にそって取り組む遊びがあります。これらを連続的に設定し、児童生徒が自立する上で必要な感覚・運動機能、社会性、道徳心などを育みます。

### 【指導に当たって考慮する点】

- 児童生徒が積極的に遊ぼうとする環境を設定します。
- 教師と児童生徒、児童生徒同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫します。
- 身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れるようにします。
- 遊びをできる限り制限することなく、児童生徒の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定します。
- 自ら遊びに取り組むことが難しい児童生徒には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるように配慮して、遊びの楽しさを味わわせるようにします。

### ③ 「生活単元学習」

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われます。生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切です。

#### 【指導に当たって考慮する点】

- 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態等や興味・関心などに応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- 単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。
- 単元は、児童生徒が目標をもち、見通しをもって、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。
- 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体で単元の活動に共同して取り組めるものであること。
- 単元は、各単元における児童生徒の目標あるいは課題の達成に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてまとまりのあるものであること。
- 単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画されていること。

※生活単元学習の指導を計画するに当たっては、1つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間、あるいは、1年間続く場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について十分検討する必要があります。

例えば  
こんな活動！

#### ※「野菜や花を育てよう」

年間を通して、季節の野菜や花の栽培を行いました。地域の方にも教えていただきながら、プランターの土をつくり、野菜や花を植えました。野菜が育つ様子を観察記録カードにまとめたり、収穫した野菜の調理方法を調べたりしました。種から育てた花の苗は、学校のプランターに決まった数ずつ植え替えました。

保護者や地域の方を招いての収穫祭では、一緒に調理をしたり、お礼の手紙を発表し、活動を振り返ることができました。



#### ④ 「作業学習」(主に中学校)

作業学習は、作業活動を学習の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。作業学習の指導は、単に職業・家庭科の内容だけでなく、各教科等の広範囲の内容が扱われます。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様です。

##### 【指導に当たって考慮する点】

- 教育的価値の高い作業活動等を含み、活動に取り組む喜びや、完成の成就感を味わわせるようにします。
- 地域性に立脚した特色をもち、原料・材料が入手しやすく、持続性のある作業種を選定します。
- 実態に応じた段階的な指導ができるようにします。
- 多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含むようにします。
- 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業種や作業の形態、実習期間などに適切な配慮をします。
- 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解しやすいものとします。

例えば  
こんな活動!



農 業	野菜 稲作 穀物 など
園 芸	花 植木 ドライフラワー など
紙 工	牛乳パックなどによるリサイクル和紙づくり はがき コースター など
木 工	鉢カバー ベンチ マグネット など
縫 工	巾着袋 雑巾 エプロン など
印 刷	はがき 名刺 など
窯 業	花瓶 皿 コーヒーカップ など
清 掃	ビルメンテナンス など

## Ⅱ 教科別・領域別等の指導について

### ① 教科別の指導について

児童生徒の状態、発達段階によっては、各教科等合わせた指導の形態をとらず、教科別に系統的に順を追って指導する方が効果的な場合があります。

知的障害がない児童生徒の場合は、小・中学校学習指導要領に示されている教科の目標及び内容を学習します。知的障害がある児童生徒で、特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校の各教科を参考に編成することができます。

#### ○小学校の「生活科」と特別支援学校（小学部）の「生活科」との違い

##### <小学校低学年の「生活科」>

具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養うことを目標とするものです。

##### <特別支援学校（小学部）の「生活科」>

日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについての関心を深め、自立した生活をするための基礎的能力を育てることを目標とするのです。内容は「基本的生活習慣」「健康・安全」「遊び」「交際」「役割」「手伝い・仕事」「きまり」「日課・予定」「金銭」「自然」「社会の仕組み」「公共施設」の12の観点から構成されています。

### ② 領域別の指導について

道徳、外国語活動（小学校のみ）、特別活動、自立活動の時間を、各教科とは区別して、領域別の指導と呼びます。それぞれのねらいと児童生徒の実態に応じて指導の工夫が必要です。（※自立活動についてはVol.3 を参照）

#### ① 「道徳」

道徳の時間は、小学校、中学校の道徳教育の目標に基づき、各教科等との関連を図りながら進めていきます。児童生徒の障害の状態等により、興味・関心や生活に結びついた具体的な題材や場面を設定し指導することが効果的です。

## ② 「外国語活動」(小学校のみ)

外国語活動は、外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うことをねらいとしています。

特別支援学校学習指導要領においては、知的障害を対象とする小学部の教育課程に外国語活動は設定されていません。ただし、外国語活動のねらいや学習内容等から実施が可能と判断される場合には、交流学級での外国語活動の授業への参加や特別支援学級での指導時間の設定等を行うことができます。

## ③ 「特別活動」

特別活動は、学級活動や学校行事等、集団活動を通して、自己の役割を意識し、仲間と協力して活動する中で、集団の一員としての自覚をもったり、積極的に責任を果たしたりすることができるようにしていきます。特別活動の指導に当たっては、各教科等との関連を図るとともに、小・中学校の児童生徒及び地域の人々と活動を共にする機会を設けるよう配慮することも大切です。

## ③総合的な学習の時間について

特別支援学級は小・中学校に設置された学級であることから、小学校3学年以上に総合的な学習の時間を設けることが必要です。特別支援学校学習指導要領において、知的障害を対象とする小学部の教育課程には総合的な学習の時間は設定されていませんが、中学部においては、適切な授業時数が定められていることに留意しましょう。

指導に当たっては、この時間の活動を通して各教科等で得た知識や技能等が実生活に総合的に活かされるようにすることが大切です。各教科等の学習内容との関連を図りながら、1年間を見通し、弾力的に取り組む工夫が望まれます。